

重要事項説明書（訪問リハビリテーションサービス）

あなたに対する訪問リハビリテーションサービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第83条、第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	医療法人社団 百子会
主たる事務所の所在地	倉敷市児島下の町10-2-12
法人種別	医療法人
代表者名	理事長 行廣 成史
設立年月日	平成7年10月24日
電話番号	086-472-3012
ホームページアドレス	http://www.yamanahp.or.jp

2. ご利用事業所

ご利用事業所の名称	やまな内科整形外科
指定番号	岡山県3310213099号
所在地	倉敷市児島下の町10-2-12
開設年月日	平成26年8月1日
電話番号	086-472-3012
管理者の氏名	理事長 行廣 成史
サービス提供地域	倉敷市児島地域内

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	訪問リハビリテーションは、健康保険法及び介護保健法の理念に基づき、寝たきり老人等の心身の特性を踏まえて訪問リハビリテーション利用者の生活の質の確保を重視し、健康管理や日常生活動作の維持、心身機能、活動、参加などの生活機能の維持回復向上を図ると共に在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように又利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行うことを目的とする。
運営の方針	病気やけが等により家庭において寝たきり又はそれに準ずる状態、若しくはかかりつけの医師が訪問リハビリテーションの必要を認めた者に対し、理学療法士・作業療法士が訪問して訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスを提供します。

4. ご利用事業所の職員体制

ご利用事業所の従業者の職種	員数	勤務の体制
理学療法士	5人以上	常勤5名以上、 昼勤（午前8時30分～午後6時30分）5名以上

5. 営業時間

営業日	月・水・金
営業時間	午後1時30分～午後4時30分

6. 提供するサービス内容

訪問リハビリテーション

7. 利用料

- (1) 介護保険の適用を受けるサービス（利用料1割が自己負担）
- (2) 介護保険の適用を受けないサービス（全額自己負担）
- (3) その他費用（全額自己負担）
があります。

(1) 介護保険の適用を受けるサービス

訪問リハビリテーションサービス費として

利用料の1割（1回40分：616単位 620円）1割負担の場合

*2割の方は1240円

*各種加算あり

(2) 介護保険の適用を受けないサービス

- ① 介護保険の支給限度額を超えるサービス
利用料は利用者の全額自己負担となります。

(3) その他の費用

- ① 交通費：倉敷市児島以外は一回あたり一律100円

(4) キャンセル料

- ① 利用予定日の前日までに申し出があった場合 無料
- ② 利用予定日の前日までに申し出がなかった場合 自己負担相当額

(5) 支払方法

毎月1日に前月分の請求をいたしますので、当月末までに支払いをお願いいたします。支払いの際は、やまな内科整形外科窓口までご持参いただきますか、療法士が居宅を訪問した際に受領いたします。口座振替やカードによる支払いを希望される方は事前にお申し出ください。

8. 苦情申立窓口

ご利用者ご相談窓口	ご利用時間	平日 午前10時～午後4時
	ご利用方法	電話 086-472-3012
	面接 場所	やまな内科整形外科

9. 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また、緊急連絡先に連絡いたします。

利用者の主治医	氏名	行廣 成史
	所属医療機関の名称	やまな内科整形外科
	所在地	倉敷市児島下の町10-2-12
	電話番号	086-472-3012
緊急連絡先	氏名	行廣 成史
	住所	倉敷市児島下の町10-2-12
	電話番号	086-472-3012
	昼間の連絡先	086-472-3012
	夜間の連絡先	086-472-3012

10. 医療事故発生時の対応

医療事故発生時の対応マニュアルに添って、事故の状況及び事故の際に採った処置の内容を記録します。

11. 成年後見人制度の活用

適正な契約手続等を行うために成年後見人制度の活用が必要と認められる場合は、地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を利用者様に紹介する等関係機関と連携します。

12. サービスの質の評価

自ら又は第三者による評価を行い、その改善を図るようにします。

13. 損害賠償保険への加入

当事業所は、以下の損害賠償保険に加入しています。

- ・加入保険会社名 安田火災海上保険株式会社
- ・保険の内容 医師賠償責任保険

14. 個人情報の保護について

事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。

15. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、虐待防止に関する責任者を選定しています。